

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から2年8月まで
② 平成10年10月から11年9月まで
③ 平成13年10月から14年9月まで

私は、申立期間①から③までにおいて、A社及びB社（現在は、C社）で勤務した。在職期間において、社名変更等、事業形態の変更はあったが、大幅な給料カットは無かったはずである。しかしながら、日本年金機構から通知された当該期間に係る標準報酬月額の記録は、それ以前の標準報酬月額の記録と比べて下がっており、納得できないので、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額の記録がそれぞれ前年に比べて低くなっているとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、C社は、「申立人に係る給与額及び保険料控除額が分かる資料を保管していない。」旨回答しており、申立人の申立期間①から③までに係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同様に、同社及びB社で被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を見ると、申立期間①から③までにおいて、定時決定により1等級又は2等級以上減額された記録が複数確認でき、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さは見受けられない。

さらに、申立期間②及び③について、D機関から提供された申立人に係る中脱記録照会（回答）に記載された報酬給与及びE健康保険組合から提供された申立人に係る適用台帳に記載された月額は、オンライン記録の標準報酬月額と

一致している上、当該記録について訂正が行われた事跡は見当たらない。

加えて、申立期間③について、申立人は、「私は、申立期間③当時、管理職であり、大幅な給料カットは無かったはずである。」旨主張しているところ、C社の経理担当者は、「当社では、年金記録に誤りがあった事実を確認していないので、記録のとおりだと思う。管理職は、残業による給料の増減は無かったが、店舗の売上げに応じた報奨金の有無による給料の増減があったと思う。報奨金の関係か管理職の手当の見直しか、標準報酬月額を増減にはそれなりの理由があったはずである。」旨供述している。

また、申立期間③当時の経理担当者で社会保険関係の事情に詳しくないと申立人が主張する同僚は、「いつの時期か分からないが、一時、会社の業績が悪化したので、管理職以上の者を対象に手当を見直したことがあったかもしれない。」旨供述している。

さらに、申立人がB社から受け取ったとする「健康保険・厚生年金（基金）保険標準報酬月額決定通知書」（控除年月平成14年11月）に記載されている従前の厚生年金保険料（2万6,885円）及び厚生年金基金保険料（6,080円）の合算額は、申立期間③に係る標準報酬月額（38万円）に見合う保険料額と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月頃から 46 年 10 月頃まで
私は、昭和 45 年 6 月頃から 46 年 10 月頃までの期間、A 地区に在った、「B」の C という部署で正社員として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 団体から提供された昭和 44 年の D 名鑑によると、申立人が勤務していたと主張する「B」を経営していた事業所は、E 社（F 地区）であったことがうかがえることから、同社の元代表取締役及び同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人に照会したところ、同社が「B」を経営していたとの供述が得られた。

また、上述の二人のうち一人は、申立人が「B」で勤務していたと供述している上、申立人から提出された写真及び申立人の業務に関する詳細な記憶などから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が E 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E 社は、昭和 53 年 5 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、上述の二人は、自身の E 社への入社時期について、一人は、「昭和 44 年」、他の一人は、「昭和 45 年」と回答しているが、オンライン記録を確認したところ、両者は、入社時期から同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

さらに、上述の二人から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除

に係る回答は得られなかった。

加えて、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元代表取締役は、「申立期間当時の書類が無く、当時の会計士及び経理等担当者が死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年8月まで
② 昭和54年10月から57年6月まで

申立期間①について、私の夫は、昭和47年1月から同年8月までの期間、A事業所（現在は、B社）でC職として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私の夫は、昭和54年10月から57年6月までの期間、D市のE社の構内事業所でFの作業をしていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、「昭和47年は、当社が法人になる前で、当時の資料が無く、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答できない。」旨回答している上、当該期間において、A事業所で厚生年金保険の被保険者期間が確認できる同僚5人に照会したところ、回答が得られた4人からは、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができなかった。

また、公共職業安定所に申立人の雇用保険の被保険者記録を照会したものの、申立期間①に係る雇用保険の加入記録は見当たらなかった。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間①において整理番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の妻は、申立事業所の名称、事業主の氏名及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業主及び同僚に照会することができない。

また、D市で厚生年金保険に加入している事業所において、申立人と同じ生年月日で厚生年金保険に加入している記録を、オンライン記録により検索したものの、既に申立人の記録として判明している記録以外に申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から昭和41年2月28日まで
② 昭和41年8月1日から平成5年8月31日まで

私は、A社の設立時から同社の役員として業務に従事しており、昭和38年5月30日に代表取締役役に選任され、それ以降は同社の代表者として業務に従事した。同社が厚生年金保険の適用事業所となった37年2月1日から厚生年金保険に加入していたが、申立期間①及び②の期間が厚生年金保険の被保険者記録とされていない。提出した確定申告書の写しのとおり、同社から給与を得ており、同申告書の社会保険料控除欄のとおり、社会保険料も納付していたので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②において、A社で代表者として勤務し、提出した確定申告書の写しのとおり、同社から給与を得ており、社会保険料も納付していた。」と申し立てている。

しかしながら、申立期間①について、申立人から提出された確定申告書の写しの中に、申立期間①に係る昭和40年分及び41年分は無い上、申立人は、「A社は事実上倒産しており、倒産時の混乱で多くの資料を紛失した。」と供述しており、申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿によると、申立期間①当時において、申立人以外に3人の役員を確認することができるが、いずれも所在不明のため、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された昭和45年分から49年分までの期間及び59年分から平成5年分までの期間の確定申告書の写しにより、申立人は、A社から給与を受けていたことが確認できることから、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「確定申告書の写しのとおり社会保険料を支払っている。」と申し立てているものの、同申告書のうち検証できた年の社会保険料控除欄の社会保険の種類は、「国民健康保険」及び「国民年金」と記載されており、厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A社は、申立期間②のうち大部分の期間（昭和41年8月1日から平成5年8月5日まで）について、厚生年金保険適用事業所としての記録が無い上、申立人は、前述のとおり、「A社は事実上倒産しており、倒産時の混乱で多くの資料を紛失した。」と供述しており、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和41年9月から平成4年1月（申立人が60歳に到達した月の前月）まで、国民年金の保険料を納付していることが確認できるとともに、B市は、「昭和58年4月前の国民健康保険の加入記録は廃棄済みで確認できないが、申立人は、同年4月1日から平成5年9月2日に資格を喪失するまで国民健康保険に加入している。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年から 50 年まで
② 昭和 50 年から 51 年まで

申立期間①について、私は、A地区に在ったB事業所（後に、C社が事業継承）において、正社員としてD職に従事していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立期間②について、私は、E地区に在ったF社において、正社員としてD職に従事していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社（平成 22 年 3 月に解散）の代表清算人（申立期間当時の事業主の妻）の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないほか、上述の代表清算人は、「B事業所は、厚生年金保険に加入しておらず、申立人の申立期間①の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨供述している。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 53 年 6 月 1 日に同社で被保険者資格を取得した者は、「会社が厚生年金保険に加入する前の勤務期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である。」旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち昭和 48 年 4 月から 50 年 12 月までの期間において、国民年金保険料を納付していること

が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、F社の申立期間当時の事業主及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F社の現在の事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年5月1日以降の社会保険関係書類を保存しており、それらを確認したが、申立人の名前は見当たらなかった。当時、運転手の多くは、給与の手取額を減らさないため、社会保険に加入しなかったと聞いている。」旨供述している。

また、申立人は、「入社当時のF社の従業員数は12人から13人ぐらいだった。」旨供述しているが、オンライン記録及びF社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立期間における同社の被保険者数は、昭和50年8月1日時点で4人、51年8月1日時点で2人であることが確認でき、同社で厚生年金保険の被保険者記録がある元従業員は、「F社では、従業員の希望に基づき厚生年金保険に加入させる選択制だった。」旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち昭和50年1月から51年5月までの期間において、国民年金保険料を納付しているほか、同年6月1日以降はG事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。